

令和7年5月22日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、大成・村本特定建設工事共同企業体及び同企業体構成員並びにOKACON株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

経理課 課 長：長尾 真人

課長補佐：坂本 久成

T E L : 024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

No.	指名停止措置業者名	住 所
①	大成・村本特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿 1－2 5－1
②	大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿 1－2 5－1
③	村本建設株式会社	大阪府大阪市天王寺区上汐 4－5－2 6
④	OKACON株式会社	愛知県名古屋市中区大針 1－2 8

※ 二次下請人株式会社グローバル創建は、環境省競争参加資格がなく指名停止不可。

2 指名停止措置期間

令和 7 年 5 月 22 日から

令和 7 年 6 月 4 日まで（2 週間）

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

大成・村本特定建設工事共同企業体が受注した、令和 6 年度浪江町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その 1）において、令和 6 年 10 月 16 日、2 次下請人株式会社グローバル創建の作業員が、1 次下請人 OKACON 株式会社の作業指揮者から指示された工事準備のため、近くの解体工事箇所当日使用するのぼり旗用ポールをアームロール車コンテナの後部観音扉を開けて取出して相番者に渡した後、コンテナ内にあったプラスチック製敷板が荷崩れを起こし、下敷きになって死亡する人身事故が発生した。

このことに関して、令和 7 年 3 月 6 日、富岡労働基準監督署は OKACON 株式会社課長を労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

5 指名停止措置理由

このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成 13 年 1 月 6 日付け環境会第 9 号大臣官房会計課長通知）別表 1 第 7 号に該当する。

○「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表 1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7. 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内